

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業等

(目 的)

第3条 当法人は、鳥取県内の障がい者がスポーツ活動を通して心身の健全な育成を図り、もって自立と社会参加を促進すると共に、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者のスポーツ大会の開催及び支援
- (2) 障がい者のスポーツ団体の育成
- (3) 障がい者スポーツ指導者の養成
- (4) 障がい者に適するスポーツの普及と啓発
- (5) 障がい者に必要な情報提供及び調査研究
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した障がい者団体及び競技団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業の推進に賛同して入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに通知するとともに、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が会費の納入を1年以上怠ったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員は、一般社団・財団法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、その事由の如何に関わらずこれを返還しない。

第4章 役員

(役員)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事のうち5名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事は正会員に加えて関係行政機関、障がい児・者関係団体及びスポーツ関係団体等から選任し、監事は、理事及び職員以外から選任する。
- 4 理事及び監事のうちには、理事及び監事のいずれか1人がその親族その他利害関係がある者の合計数が、理事及び監事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(職務)

第15条 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員の報酬は無報酬とする。

2 役員が、職務執行に要した費用は弁償することができる。

第5章 総 会

(種類)

第19条 当法人の総会は、一般社団・財団法に定める社員総会とし、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員の選任及び解任

(4) 役員の報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の決算報告

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 理事会において総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を、開催日の2週間前までに発送するものとする。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 2 4 条 総会の議長は、出席した正会員の中から会長が指名した者がこれに当たる。

(決 議)

第 2 5 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席（代理を含む。）し、出席正会員の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 2 6 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議事録)

第 2 7 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議長及び総会で決定した議事録署名人 2 名が記名押印する。

2 議事録は、総会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 2 8 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第 2 9 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職
- (4) 法令又はこの定款に定められた事項以外で総会に付議すべき事項

(開 催)

第 3 0 条 理事会は会長が招集し、定時理事会として毎年度 6 月と 3 月に開催するほか、必要がある場合には臨時理事会を開催する。

2 理事会の議長は会長が務める。

3 一般社団法人及び一般財団法人法第 9 1 条第 2 項に規定する職務の執行の状況を定時理事会で行う。

(決 議)

第 3 1 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示があったときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第7章 会 計

(経 費)

第33条 当法人の経費は、委託金、補助金、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 名誉会長・顧問・参与

(特別会員)

第37条 当法人に、会長の諮問により総会で決議した場合、名誉会長、顧問、参与の特別会員を置くことができる。

第9章 解散及び精算等

(解 散)

第38条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分)

第39条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所 鳥取県鳥取市扇町21番地
鳥取県障がい者スポーツ協会

住所 鳥取県鳥取市扇町21番地
社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時の役員は次のとおりである。

設立時代表理事	鳥取県障がい者スポーツ協会
	会長 福留 史朗
設立時理事	鳥取県身体障害者福祉協会
	理事 日野 一徳
設立時理事	林 由紀子 鳥取県福祉保健部部長
設立時理事	本多 達郎 鳥取県手をつなぐ育成会会長
設立時理事	内海 敏 鳥取県社会福祉協議会会長
設立時理事	浜崎 晋一 鳥取県肢体不自由児父母の会会長
設立時理事	松下栄一郎 スペシャルオリンピック日本鳥取県事務局長
設立時理事	市川 正明 鳥取県視覚障害者福祉協会会長
設立時理事	萩原 耕三 鳥取県ろうあ団体連合会会長
設立時理事	濱崎 智熙 鳥取県精神障害者家族会連合会会長
設立時理事	福永 幸男 鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体代表
設立時理事	川口 一彦 鳥取県体育協会専務理事
設立時理事	中原 利幸 鳥取県障がい者スポーツ協会事務局長
設立時監事	田中 伸幸 鳥取県厚生事業団事務局長
設立時監事	小林 裕幸 鳥取県社会福祉協議会専務理事

(設立時役員任期)

第44条 設立時役員任期は、初年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(法令準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 4月 18日

設立時社員 鳥取県障がい者スポーツ協会
代表者会長 福 留 史 朗 印
代表者住所 鳥取県西伯郡大山町上萬440番地

設立時社員 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
理 事 日 野 一 徳 印

附 則

この定款の変更は、平成29年6月28日から施行する。